

令和3年3月18日
役員会決定

東京大学経営協議会の学外委員の選考方針について

経営協議会の学外委員（東京大学経営協議会規則（平成16年4月1日東大規則第3号）第3条第1項第4号の委員をいう。以下同じ。）については、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものから総長が任命することとされている。これを踏まえ、学外委員の選考に当たっては、社会の多様なステークホルダーを考慮しつつ、次の各号に掲げる事項を全て満たしていると認められる者から選考する。

- (1) 経営に関する専門的知見など高い識見を有し、大学法人の経営に広く社会の多様な意見を反映させられるよう、意見を述べるとともに、必要な助言を与えられること。
- (2) 東京大学憲章、本学が掲げる行動指針に定める理念と目標を共有し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指し、その実現に貢献できること。
- (3) 世界の公共性に奉仕する東京大学の使命を踏まえ、地球と人類社会の未来に貢献する知の協創の世界拠点の形成に向けて、東京大学と社会のステークホルダーの双方向的な連携を推進し、互いに共通する公共的な利益を追求できるよう尽力する意思を有すること。

附 則

この決定は、令和3年4月1日後に新たに任命される者について適用する。